

愛媛県中予地方局久万高原庁舎警備業務委託仕様書（案）

1 警備対象及び所在地

- (1)対象名 愛媛県久万高原庁舎
- (2)所在地 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 5 7 1 番地 1

2 警備目的

本業務は、愛媛県の所有又は管理に係る上記施設の火災、盗難等を防止するとともに、他の不良行為を排除し、財産の保全を図り、施設の適切な維持管理に寄与することを目的とする。

3 警備委託期間

令和 7 年 10 月中旬頃引渡しの日から 5 年間

（10 月中旬引渡しを受け新庁舎での業務開始は、令和 7 年 11 月下旬を予定している。）

4 警備任務

- (1) 火災・盗難・不審者の建物内への侵入及び施設・機械警備機器の破損等被害の感知及び確認
- (2) 事故発生時における関係機関への通報・連絡その他必要な措置
- (3) 警備実施事項の報告

5 警備方式

機械警備により行うものとする。

6 警備時間

警備時間は、警備対象が無人の状態となり、機械警備開始（セット時）から開始し、機械警備装置のセットを解除した時点で終了するものとする。

7 警備機器の仕様等及び警備区域

- (1) 警備機器は受託者の所有に属し、当該装置の維持管理及び保守点検に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 警備対象施設に設置された警報機器は、発生した異常を自動的に通報するシステムとし、通信回線等は受託者が設置負担する。
- (3) 警備区域の詳細及び設置機器等は別紙「図面」の通り、開閉センサー・空間センサー画像センサー・監視カメラを設置する。

なお、建築上配線工事は引渡し後となるため、いずれも無線機器を基本とし、電波障害が起きないよう機器を設置すること、なお、各機器の電池に関しては受託者の負担で交換することとする。また、監視カメラについては国産品とすること。

警備ブロックは 1 階・2 階とし、独立して警備セット解除が可能とする。なお、電子錠は常時施錠しカードキーを職員に配布し開錠する運用とする。

8 警備要員の配置

受託者は、侵入等異常発生後、速やかに警備業法に基づき警備対象に到着できるよう、警備要員の配置を行う。

9 異常情報受信の際の対応

- (1) 受託者は、異常を受信したときには警備要員を速やかに警備対象に派遣し、異常の確認をするとともに事態の拡大防止に努める。
- (2) 受託者は、必要に応じ、予め定めた緊急連絡者に連絡するとともに、関係機関へ通報する。

10 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は終日とする。

11 事故報告

受託者は、異常状況が発生した場合は、委託者があらかじめ指定した緊急連絡者へ直ちに電話連絡あるいは口頭で報告するとともに、後刻書面により報告するものとする。

12 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、委託者が受託者に預託し、受託者は預託された鍵を厳重に取り扱い保管する。また、鍵の複製は認めない。

13 秘密の保持

- (1) 受託者は、本委託業務を履行するにつき、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務委託期間が終了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の遂行上知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は棄損の防止と個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。また、業務委託期間が終了した後も同様とする。

14 損害賠償

業務遂行中、受託者の責に帰すべき事由により生じた損害については、受託者は委託者に対してその損害を賠償するものとする。委託者は、損害が発生したときは、速やかに損害の発生を受託者に通知しなければならない。

15 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、委託者と受託者が必要に応じて協議して決定するものとする。